

「1-1. 年少者用補助乗車装置(UN-R129 関係)」

- 適用範囲

- 一体型汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置※¹
- 非一体型汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置※²

※¹ 年少者を拘束するベルトが装置本体と一体となっているもの（身長約 105cm までの年少者に対応）

※² 自動車のシートベルトにより年少者を拘束するもの（身長約 105cm 超から 150cm までの年少者に対応）

- 改正概要

- ① 側面衝突にも対応した「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第 129 号）」（以下「UN-R129」という。）の適用範囲を拡大し、従来の一体型汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置に加え、新たに非一体型汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置も同規則に基づく型式指定を受けられることとします。



一体型汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置



非一体型汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置

- ② 一体型汎用 ISOFIX 年少者用補助乗車装置について、新たに型式指定を受けるものから UN-R129 への適合を義務付けます。

- 改正時期

平成 29 年 6 月（予定）

- 適用時期（新型式）

改正概要①：平成 34 年 9 月

改正概要②：平成 29 年 9 月